

令和7年3月31日をもって経過措置が終了となるもの

業務継続計画未策定減算（対象：全サービス） p. 18, 699

- 業務継続計画の代わりに「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」および「非常災害に関する具体的計画」が策定されていれば減算を適用しない。
- 訪問系サービス、自立生活援助、就労定着、居宅訪問型、保育所等訪問、計画相談、障害児相談、地域移行、地域定着については、減算を適用しない。

⇒ **令和7年3月31日をもって経過措置が終了**

今後は**業務継続計画が策定されていない場合は減算の対象となる。**

※就労選択支援については、引き続き令和9年3月31日までの間、減算を適用しない。

支援プログラム未公表減算（対象：児発、放デイ、居宅訪問型、共生型、基準該当） p. 696

【減算単位】 5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）とのつながりを明確化した事業所全体の支援プログラムを作成し公表していない場合に**所定単位数の15%を減算**

【補足】

令和7年4月1日以降、公表をしていない事業所は、その状態が解消された月の末まで減算が適用される。これは、**新規事業所に対しても適用**されるため、注意すること。

自己評価結果等未公表減算（対象：児発、放デイ、保育所等訪問、共生型、基準該当） p. 695

- 保育所等訪問については減算を適用しない。
⇒ **令和7年3月31日をもって経過措置が終了**

令和7年3月31日をもって経過措置が終了となるもの

重度障害者支援加算ⅡおよびⅢ(対象：生活介護、施設入所支援) p.210他

- 生活支援員のうち、20%以上が強度行動障害支援者養成研修基礎研修修了者であることの代わりに、次のいずれの要件も満たせていた場合、算定が可能
 - (ア) 規定人員および人員配置体制加算により配置されている人員に加えて、強度行動障害支援者養成研修基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行うこと
 - (イ) (ア)の基礎研修修了者 1 人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定生活介護の従事者として4時間程度は従事すること

⇒令和7年3月31日をもって経過措置が終了

地域連携推進会議の設置等(対象：共同生活援助、施設入所支援) p.255, 348

- 利用者、その家族、地域住民の代表者等により構成される協議会（日中サービス支援型が受けている自治体主催の協議会を充てることはできない。）の開催
- 上記協議会の構成員に対して、事業所の見学会を実施
- 協議会および見学会は、おおむね1年に1回以上実施し、その内容を記録・公表する
- 上記内容と同様の内容を実施していると県が認めた場合は、適用しない

⇒令和7年1月6日付滋障福第5号「地域連携推進会議等の取扱いについて（通知）」を確認すること

経過措置が継続となるもの

地域移行等意向確認体制未整備減算(対象：施設入所支援)

【要件・減算単位】以下の体制が整備されていない場合、**5単位/日**の減算

- ①地域移行および施設外の日中サービスの意向確認を行う**担当者（地域移行等意向確認担当者）の選任**
- ②意向確認の**マニュアル作成**（意向確認の方法、記録および移行を踏まえた個別支援計画の作成等）

【経過措置】

令和8年3月31日までは適用されない（令和8年度の義務化に合わせて実施予定）

基礎的研修開始に伴う対応（就労移行、就労定着）

【概要】令和7年度から国が実施する基礎的研修が開始され、移行支援・就労定着の**支援員の要件**に新たに**基礎的研修の修了**が加わる（滋賀県においては滋賀障害者職業センターが実施）。詳細は滋賀障害者職業センターのホームページ「令和7年度 障害者の就労支援に関する基礎的研修」を確認（令和7年度はオンデマンド研修と集合研修の2部構成で実施）

【参考URL】https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/shiga/shiga_kisoteki.html

【経過措置】令和9年3月31日までは修了者でなくても指定基準を満たす。

【令和9年3月31日まで経過措置とされているもの】

- ・居宅介護の特定事業所加算（居宅介護）
 - ・行動援護の特定事業所加算（行動援護）
 - ・行動援護のサービス提供責任者等の要件（行動援護）
 - ・地域体制強化共同支援加算（計画相談・障害児相談）
 - ・個人単位の居宅介護等の利用の特例（GH（介護サービス包括型、日中サービス支援型）
 - ・児童発達支援の一元化および児童発達支援センターにおける3類型の区分の一元化（児童発達支援）
- 人員配置に関する規定…令和9年3月31日まで ○設備基準に関する規定…当分の間

新たに始まる制度について

登記情報連携システムにかかる利用開始について(対象：全サービス)

【概要】

- ・ 指定申請時等に提出を求める法人登記簿の提出を、必要情報を提示することで添付省略が可能
⇒ 利用者の手続きにかかる負担を軽減

【登記簿に変わり報告を求める情報】

- ・ 登記簿の添付が必要な申請を行う際、以下の情報のいずれかをもって、添付を省略可能
 - 会社法人等番号(4桁-2桁-6桁)
 - 法人番号(13桁)
 - 漢字商号／名称
 - カナ商号／名称

【申請方法】

- ・ 申請時に「別紙連絡先」(右図)の最下段に上記のいずれかの情報を記載すること。
- ※ 通常どおり、登記簿を添付する場合は記載不要

《 別紙 連絡先 》

今回の指定申請に係る連絡先などについて

申請書類と一緒にこの用紙も必要事項を記入の上、提出願います。

申請事務担当者	
氏 名	
電 話	
FAX	
E-mail	
指定後連絡先 E-mail	
登記事項を特定 する情報※	≪推奨≫ 法人番号(13桁)

※ 新規指定時、法人登記情報が変更した場合で登記簿を添付しない場合は必須